

第4章 特別支援教育を推進するための研修

Ⅲ 特別支援教育を推進するための養護教諭の研修の工夫

埼玉県立総合教育センター 平川俊功

1. 養護教諭の職について

1) 養護教諭の職の特質

「養護教諭」は世界に例をみない我が国特有の職種であり、学校教育法 28 条において「学校におかなければならない教職員」と定められている。職務は、同法で「児童（生徒）の養護をつかさどる」と定められており、学校教育においてのみ、その職務を果たし得る職である。

養護教諭の制度には、次のような特徴がある。

- ・学校教育法に規程されている教育職員である。
- ・教育職員免許法施行規則に基づく「養護教諭養成カリキュラム」を有していること。
- ・医学的要素、看護学的技能等の専門的な知識技能を有している。
- ・ほとんどの場合、1校あたり一人の配置としてどの学校にも配置されている。
- ・勤務条件は常勤として、毎日執務にあたっていること。
- ・保健室を経営し、その機能を生かした職務ができること。

すなわち、養護教諭の『養護』の基本的な機能的概念は、教育的機能及び専門的な機能がその基盤にあり、これらの基盤の上に、「教育としての養護」「児童生徒の健やかな発育・発達の援助」「心身の健康に問題の有る児童生徒への看護や保護」「健康な児童生徒へのさらなる健康増進」等の具体的な役割が位置付き、これが養護の内容的な概念といえる。

（三木とみ子『三訂 養護概説』P2, 2005,4 から一部抜粋）

2) 養護教諭の職務内容

養護教諭の職務について、その詳細を明記している法規等はないが、平成 13 年度までの文部科学省が

主催する研修会においては概ね以下のような内容を示している。

表 1

1 学校保健情報の把握に関すること

- (1) 体格・体力・疾病・栄養状態の実態
- (2) 健康、安全の認識の発達に関する実態
- (3) 健康生活の実践状況の実態
- (4) 不安や悩みなどの心の健康に関する実態
- (5) 性に関する実態
- (6) 学校環境衛生に関する実態
- (7) 保健室で捉えた傷病の実態
- (8) その他必要な事項

2 保健指導・保健学習に関すること

<個人を対象とした保健指導>

- (1) 心身の健康に問題のある児童生徒の個別指導
 - ・健康診断の事後措置に関して問題を有する児童生徒への個別指導
 - ・疾病予防に関して問題を有する児童生徒への指導
 - ・いじめ、性の逸脱行動、薬物乱用等に関して問題を有する児童生徒への指導
- (2) 健康生活の実践に関して問題を有する児童生徒への個別指導
 - ・清潔、食生活、睡眠などの生活習慣に関して問題を有する児童生徒への指導

<集団を対象とした保健指導>

- (1) 学級活動やホームルーム活動での保健指導
 - ・学級担任等が行う保健指導への専門的な助言、資料提供や教材作成の協力
 - ・学級担任等との協力授業（チーム・ティーチング）での保健指導
- (2) 学校行事での保健指導
 - ・学校行事等での保健指導
 - ・学校行事に伴う保健指導

＜保健の保健学習＞

（１） 保健の学習指導への参加・協力

- ・保健の学習指導への専門的な助言，資料提供や教材作成の協力
- ・教科担当教師との協力授業（ティーム・ティーチング）

＜家庭・地域対象＞

（１）「保健だより」などの作成と啓発

（２） P T Aなど地域における健康づくりへの指導助言

3 救急処置及び救急体制に関すること

（１） 日常の救急処置

（２） 学校行事に伴う救急処置，救急体制の整備

（３） 緊急時の救急処置，救急体制の整備

4 健康相談活動に関すること

（１） 養護教諭の職務の特質や保健室の機能を生かした健康相談活動

- ・心身の健康観察，問題の背景の分析，解決のための支援

（２） 校内の教職員及び校外の専門家や専門機関との連携

5 健康診断・健康相談に関すること

（１） 定期・臨時の健康診断の実施計画の立案・準備・指導・評価

（２） 健康診断の事後措置に関する計画と実施

（３） 学校保健法第 1 1 条の規定によって行われる健康相談の対象者の把握，計画，準備，実施，事後措置

6 学校環境衛生に関すること

（１） 保健主事との協力による学校環境衛生活動実施計画の作成

（２） 学校薬剤師が行う検査活動の準備，実施，事後措置に対する協力

（３） 教職員による日常の学校環境衛生活動（日常点検・事後措置）実施への協力と助言

（４） 地域の環境衛生に関する情報の把握

7 学校保健に関する各種計画及び組織活動の企画，運営への参画及び一般教員が行う保健活動への協

力に関すること

- (1) 学校保健安全計画（特に学校保健計画）
- (2) 保健指導の全体計画と年間指導計画
- (3) 一般教員の行う保健活動への協力
- (4) 保健主事に協力して学校保健委員会等の組織活動の企画，運営に参画

8 伝染病の予防に関すること

- (1) 伝染病による出席停止に関する事項
- (2) 学校保健法施行規則第22条伝染病予防法に関する細則に関する事項

9 保健室の運営に関すること

- (1) 保健室の機能を生かした保健室の経営計画作成と実施
- (2) 保健室の施設，設備の整備
- (3) 健康診断及び環境衛生検査に関する器械・器具の整備と管理
- (4) 救急薬品・材料の整備・保管
- (5) 健康観察の観点及び学校での救急処置基準等の作成と周知
- (6) 保健に関する諸表簿の整備及び諸情報の整備・保管
- (7) 健康相談，健康相談活動，救急処置，保健指導の場としての環境設定とその整備・活用

10 その他

（出典：文部科学省養護教諭中央研修会 平成14年度）

（三木とみ子『三訂 養護概説』p.16～32, 2005, 4）

さらに、平成9年9月、文部省の保健体育審議会は、『生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興のあり方について』と題する答申の中で、養護教諭の新たな役割として「健康相談活動」を提唱した。これは近年学校教育の現場で、いじめ、不登校、暴力問題などが多発し、その正常化を図り、とくに児童生徒の心の健康問題に対応するためには、養護教諭の活動に期待する面が著しく増大したためである。

養護教諭の執務する保健室は「心の居場所」とまでいわれた。このような心の健康問題に対する養護教諭の活動を、保健体育審議会は「健康相談活動」と表現し、これを養護教諭の新たな役割と認定したので

ある。

<保健体育審議会答申に見る養護教諭の新しい役割（平成9年）> 下線__は平川

表2

養護教諭の新たな役割 (1)近年の心の問題の深刻化にともない、学校におけるカウンセリング等の機能の充実が求められるようになってきている。この中で、養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、いじめなどの心の健康問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあり、養護教諭のヘルスカウンセリング（健康相談活動）が一層重要な役割をもってきている。養護教諭の行うヘルスカウンセリングは、<u>養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし、児童生徒の様々な訴えに対して、常に心的要因を念頭において、心身の観察、問題の背景分析、解決のための支援、関係者との連携など、心や体の両面への対応を行う健康相談活動である。</u>（中略） もとより、心の健康問題への対応は、養護教諭のみでなく、生徒指導の観点から教諭も担当しているものであるが、<u>養護教諭については、健康に関する現代的課題など近年の問題状況の変化に伴い、健康診断、保健指導、救急処置などの従来の職務に加えて、専門性と保健室の機能を最大限に生かして、心の健康問題にも対応した健康の保持増進を実践できる資質の向上を図る必要がある。</u> （中略） (2) 求められる資質 このような養護教諭の資質としては、①保健室を訪れた児童生徒に接したときに必要な『心の健康問題と身体症状』に関する知識理解、これらの観察の仕方や受け止め方等についての確かな判断力と対応力（カウンセリング能力）②健康に関する現代的課題の解決のために個人または集団の児童生徒の情報を収集し、健康問題をとらえる力量や解決のための指導力が必要である。（中略） 養成課程については、養護教諭の役割の拡大に伴う資質を担保するため、養護教諭の専門性を生かしたカウンセリング能力の向上を図る内容などについて質・量ともに抜本的に充実することを検討する必要がある。
--

教育職員養成審議会もこれを受けて、免許法のなかに「健康相談活動」の採用を提案した。（略）

保健体育審議会が、わざわざ「健康相談活動」と命名したのは、学校医の行う健康相談とは明瞭に分け

ようと意図したものと思われる。従来学校では学校医の行う健康相談活動が、学校保健法に基づき実施されているが、これに養護教諭は補助的な立場で関与するだけであった。今度はこれとは別個に養護教諭が主体となって行う相談活動が登場したのである。

（杉浦守邦 2004,論説「養護教諭の戦後50年（第1報），同（第2報）」、「日本養護教諭教育学会誌第7巻第1号 平成16年3月22～51」）

養護教諭の職務の特質と保健室の機能を十分に生かして、心身ともに特に配慮が必要な児童生徒への対応、生徒指導上問題のみられる児童生徒への対応、不登校などの不適応をおこしている児童生徒に対応している。それぞれ、異なる問題ではあるが、「いつでも、誰でも、どんな理由でも来室できる保健室」という保健室の特性から、まず、身体症状を主たる訴えとして様々な児童生徒が保健室に来室し、各学校において養護教諭は心と体の両面の関わりから常に背景を考えながら様々な課題解決に向かう対応を行っている。

なお、養護教諭が職務を展開する拠点、職務として経営する保健室の機能とは、以下のように解される。

- ①個人集団の健康課題把握の機能
- ②けがや病気の救急処置や休養の場としての機能
- ③心身に健康問題を有する児童生徒の保健指導、健康相談活動、健康相談を行う場としての機能
- ④情報収集、活用、管理する機能
- ⑤伝染病及び疾病予防の場としての機能
- ⑥健康教育推進の資料教材開発、補完、活動の機能
- ⑦児童生徒の健康づくりのセンターの場としての機能

（平成9年度文部科学省主催研修会資料から）

2. 特別支援教育に関する養護教諭の研修の現状と課題

1) 「平成13年度保健室来室状況調」結果から

全国の小学校、中学校、高等学校から抽出した1,128校において、調査期間内に保健室に来室した児童生徒すべてを対象として実施した13年度保健室来室状況調査（「保健室利用状況に関する調査報告書（平

成 14 年 9 月（日本学校保健会）」の 16 項目の質問への回答から、特別支援教育の観点から次のような実態と可能性が考えられる。

①「心の問題」として表現されてきた保健室来室理由の内訳

前掲の調査における『平成 12 年 10 月～平成 13 年 9 月末実までに、養護教諭がかかわり、心の問題のために継続支援した事例の有無』の質問の回答によると、過去 1 年間に「心の問題」のために養護教諭が継続支援した事例がある場合の割合は、小学校 71.7%、中学校 92.2%、高等学校 96.5%で、平成 8 年度に実施した調査時よりも中学校、高等学校で増加しており、平成 2 年から継続している本調査の結果で見る限り、平成 2 年度以来、いずれの校種においても増加傾向にある。

同調査が実施された平成 13 年度は、特別支援教育の在り方についてはまだ示されていなかった。とすると、「心の健康」としてくくられているものの中に、軽度発達障害等が含まれている可能性があるのではないかと考えられる。

②「保健室登校」として対応してきた児童生徒の理解

同調査における『平成 12 年 10 月～平成 13 年 9 月末日までの、「保健室登校」の有無及び児童生徒数』の質問の回答から、過去 1 年間に「保健室登校」をしている児童生徒がいた学校の割合は、小学校 29.1%、中学校 63.4%、高等学校 48.5%で、中学校での増加が顕著にみられる。この調査における『保健室登校』とは、「常時保健室にいるか、特定の授業には出席できても学校にいる間は主として保健室にいるという状態を言う」としているが、保健室登校の児童生徒の中に軽度発達障害等を有する者が含まれている可能性もあるのではないかと考えられる。

③学校で把握した「心身の健康問題の状況」に含まれる可能性

以下の表は、平成 13 年度の保健室来室状況調査から、心身の健康問題の状況に含まれる可能性を示唆した結果である。（『平成 12 年 10 月～平成 13 年 9 月末日までに、下記項目に該当する児童生徒の有無及び人数（学校で把握できる範囲）』）

表 3

①摂食障害	1 有 (人)	2 無 (人)	⑥腎臓病	1 有 (人)	2 無 (人)
②精神疾患あるいは心身症	1 有 (人)	2 無 (人)	⑦心臓病	1 有 (人)	2 無 (人)
③いじめ・友人関係	1 有 (人)	2 無 (人)	⑧ぜんそく	1 有 (人)	2 無 (人)
④児童虐待	1 有 (人)	2 無 (人)	⑨アトピー性疾患	1 有 (人)	2 無 (人)
⑤糖尿病	1 有 (人)	2 無 (人)			
⑩その他	() (人)				

この回答の選択肢のうち、「いじめ・友人関係」を選択した回答が、小学校 29.1%，中学校 59.9%，高等学校 57.6%であった。また、「精神疾患あるいは心身症」を選択した回答が、小学校 15.0%，中学校 37.4%，高等学校ではの 68.0%，全対で 40.2%であった。この「いじめ・友人関係」「精神疾患あるいは心身症」と把握している児童生徒の中に、軽度発達障害を有する者が含まれている可能性も考えられる。

同質問の選択肢「⑩その他」の記載内容では、「主な心身の健康問題」、「心の健康問題」の分類で、「ADHD」と回答したのが、小学校 132 校中 11 校、中学校 133 校中 5 校、高等学校 174 校中 0 校。「その他の発達障害」と回答したのが小学校 132 校中 16 校、中学校 133 校中 25 校、高等学校 174 校中 4 校であった。

「不登校・不適応」と回答したのが小学校 132 校中 5 校、中学校 133 校中 11 校、高等学校 174 校中 11 校であった。

本調査の実施時期は、特別支援教育の中間まとめ及び最終まとめが提示される以前の状況であったため、上記「主な心身の健康問題」「心の健康問題」でくくられた内訳は、曖昧であったともいえる一方、この中に軽度発達障害等、特別支援教育の必要な児童生徒が含まれていたと確信できるとは言えない。しかし、何らかの支援が必要と判断し、対応している実態は明らかになっている。

同調査結果に限っても、保健室で養護教諭が様々な状態の児童生徒に対応している事実が明らかである。また、職務内容や保健室の機能の面からみても、養護教諭はその職務を通じて特別支援教育に携わる可能性があり、特別支援教育推進における効果が期待できると考えられる。

2) 特別支援教育に関する養護教諭の研修の現状と課題

① 養護教諭の特別支援教育に対する理解の現状

様々な児童生徒の課題解決にあたる場面において、校内でも特別支援教育の推進のみならず、生徒指導・教育相談について養護教諭が深く関わると言われながら、実際にはそれらの組織にはそれぞれ特別支援コーディネーター・生徒指導主任、教育相談主任がおり、その主任が中心となって指導や活動を推進している。また、県市町村主催の特別支援教育関係の会議や研修会には、その各分掌の主任が出席する場合が多い。研修内容について養護教諭はその伝達を聴く範囲を出ない現状があり、特別支援教育についても最新情報や推進の方向性、養護教諭自身の役割のありようなどについて、どう専門性を生かしていけばよいのかの情報を直接入手する場面がない現状にある。また、「特別支援教育」の考え方が示される以前は、高等学校においては、特別な支援を検討・実践しながらも、生徒指導上の問題等の問題で、指導あるいは退学してしまう事例があり、養護教諭だけでなく、教職員全体で「特別な教育ニーズ」を課題として、その支援体制及び支援計画立案、実践について十分であったとは言いがたい現状であったと思われる。

② 『特別支援教育』に対する理解の個人差

『特別支援教育』について周知されるまで、養護教諭が保健室で対応している児童生徒について、傷病など「体の問題」以外は「心の問題」としてとらえてきた。また、『発達障害』について示された現在もなお、その理解については個人差がある現状がある。特別支援教育がすべての学校において実践する現在、すべての養護教諭が自らの専門性とあわせて特別支援教育の理解を深める必要がある。

3) 養護教諭のライフステージ研修（年次研修）等における研修の工夫の実践例

(2) で示した保健室利用者数及び養護教諭の現状と課題をふまえ、各都道府県で実施しているライフステージ研修（年次研修）等に視点をあて、ライフステージに応じて、特別支援教育の研修内容を組み込む取組を試みた。

養護教諭が、特別支援教育の考え方について理解を図り、軽度発達障害ほかの障害の基本的な理解、支援・連携のありようについて専門職としてどのように関わるべきかを検討する機会を設定した例を紹介する。

養護教諭の現職研修（年次研修）の研修項目は、以下の内容を体系的に網羅する。

- 基礎研修
 - ・ 教育課程に関すること
 - ・ 今日的教育課題に関すること
- 専門研修
 - ・ 養護教諭・保健主事に関すること
 - ・ 健康情報の把握と活用
 - ・ コンピュータと教育機器
 - ・ 健康教育に関する計画
 - ・ 保健指導・保健学習等
 - ・ 学校行事及び児童、生徒、保健委員会活動
 - ・ 健康診断
 - ・ 健康相談・健康相談活動
 - ・ 疾病の予防と管理
 - ・ 救急処置と救急体制
 - ・ 学校環境衛生活動
 - ・ 組織活動
 - ・ 保健室経営
 - ・ 学校保健活動に関する評価
 - ・ 養護教諭が行う研究活動
 - ・ 安全防災活動への協力

これらの項目は相互に関連しあっているものであるが、ここでは「健康相談活動」と「特別支援教育」の研修内容を関連させて研修を実施する企画を紹介する。

①健康相談活動の研修内容と関連させた研修

i) 養護教諭のライフステージ研修（年次研修）における実践

	キャリア	健康相談活動の研修 ＜基礎理解・行動化＞	特別支援教育の研修
新規採用養護教諭	教職員としての自覚と、養護教諭としての使命感を持ち、養成課程で学んだことを執務に生かす。 ・教職員としての自覚と養護教諭としての使命感を深めること ・養成段階で学んだ知識を実際の執務に生かすことができるよう、実践的指導力を向上させる	○健康相談活動の定義とその解説 ○健康相談活動の進め方の基本 ○フィジカルアセスメントの知識 ○精神医学・精神保健の知識 ○心身医学の知識 ○心身の発育・発達の理解 ○障害の理解 ○地域の保健サービス・専門機関の知識 ○カウンセリングの基礎	○特別支援教育の考え方 ○障害の基礎理解 ・軽度発達障害ほか ○校内特別支援体制における養護教諭の役割 ・特別支援コーディネーターとの関わりなど
養護教諭5年経験	専門職としての資質をさらに高め学校教育活動の一貫としての保健活動が展開できる能力を身につける。 ・新たな教育課題に関する知識や技能を習得し、専門職として自校でその役割が十分発揮できるよう資質をさらに向上させる	○健康相談活動の定義とその解説 ○健康相談活動の進め方の基本 ○フィジカルアセスメントの知識 ○精神医学・精神保健の知識 ○心身医学の知識 ○心身の発育・発達の理解 ○障害の理解	○特別支援教育の考え方 ○障害の基礎理解 ・軽度発達障害ほか ○校内特別支援体制における養護教諭の役割 ・特別支援コーディネーターとの関わりなど

者	・学校教育全般に関する理解を深め、学校教育活動の一貫としての保健活動が展開できるようにすることが重要。 ・他の教職員と協力し教育活動が実践できるようにする	○地域の保健サービス・専門機関の知識 ○健康相談活動の記録の書き方 ・アセスメントの視点 ・記録の有効性 ・記録の書き方と生かし方	
養護教諭10年経験者	校内や地域の養護教諭の中でリーダーシップを発揮し、学校のみならず家庭や地域と連携し、組織的な学校保健活動が展開出来る能力を身につける。 ・広く教職員との連携を進める専門職としての役割を十分に担うことができる。 ・校内におけるリーダー的役割を果たす教員の一人として、教育活動全般について積極的にリーダーシップを発揮することが期待される。学校の企画・運営にかかわる場面でもその役割を	○健康相談活動の定義とその解説 ○健康相談活動の進め方の基本 ○フィジカルアセスメントの知識 ○精神医学・精神保健の知識 ○心身医学の知識 ○心身の発育・発達の理解 ○障害の理解 ○地域の保健サービス・専門機関の知識 ○地域の保健サービス・専門機関の知識 ○生徒指導の考え方（被害少年の心理） ○模擬事例検討会 ・事例研究の意義の理解	○特別支援教育の考え方 ○障害の基礎理解 ・軽度発達障害ほか ○校内特別支援体制における養護教諭の役割 ・特別支援コーディネーターとの関わりなど ○各学校における特別支援教育の実践 ・事例検討 ・情報交換

果たすことが望まれる。 ・種々の課題について家庭の地域等の子どもたちを取り巻く様々な場面での連携を、養護教諭自身が積極的に推進し、組織的に学校保健活動が展開できる能力を身につけることができるようにする。	・養護教諭としての事例の見方 ・事例の分析のしかた ・資料のまとめ方 ・外部専門機関との連携のしかた	
---	--	--

②教諭を対象とした研修への養護教諭の受講を可能にした実践

これまで、教諭を対象として開講されていた研修会（講座）等について、養護教諭の参加についても門戸を広げた。これらの研修会（講座）への養護教諭の参加が閉ざされていたわけではないが、「参加対象者」に「教諭」と表記されていたことから、養護教諭が参加しにくい現状があったとおもわれたので、「参加対象者」に「養護教諭」も明記することにした実践である。

<総合教育センター主催の研修>

i) 専門研修：受講するために学校長の許可を必要とする研修

○ 「特別支援教育コーディネーター実践研修会（高校・特殊教育諸学校）」

【内容】特別支援教育コーディネーターとして必要な連絡・調整の技能の習得、先駆的な取組の把握及び学校種を超えた情報交換を行う。

○ 「特別支援教育コーディネーター実践研修会（〇〇教育事務所管内）」

【内容】特別支援教育コーディネーターとして必要な連絡・調整の技能の習得、先駆的な取組の把握及び学校種を超えた情報交換を行う。

○ 「特別支援教育時事研修会『今、自閉症児教育が求められているとき』」

【内容】特別支援教育の喫緊の課題として、自閉症児への教育の充実を取り上げ、最新の実践事例、先駆的な取組や在り方について学ぶ。

○個に応じた指導法研修会～軽度発達障害の理解と支援コース～

【内容】軽度発達障害のある幼児児童生徒に対するアセスメントやかかわり方について、基本コースと発展コースに分かれて研修する。

○軽度発達障害を理解する検査法研修（WISC-Ⅲ基礎コース）

【内容】軽度発達障害を理解する検査法としてWISC-Ⅲの基本について研修する。

○軽度発達障害を理解する検査法研修（WISC-Ⅲ実践コース）

【内容】軽度発達障害を理解する検査法としてWISC-Ⅲの分析を中心とした研修

ii) サタデーサポート講座：土曜日開催。受講にあたって学校長の許可は必要とせず本人の希望・意志で申込み、参加することができる。

○『『軽度発達障害』1 day 入門講座A』

【内容】通常の学級における、LD、ADHD、高機能自閉症等への支援に向け児童生徒に対する理解を図るとともに、保護者から直接話を伺い、保護者の思いや願いについて理解する。

○『『軽度発達障害』1 day 入門講座B』

【内容】通常の学級における、LD、ADHD、高機能自閉症等への支援に向け、児童生徒に対する理解を図るとともに、保護者から直接話を伺い、保護者の思いや願いについて理解する。

3. 今後の課題

養護教諭の職務の特性と保健室の機能を生かし、特別支援教育推進のために必要な知識・情報等を整備しつつ、校内特別支援チームにおける役割について検討していくことが課題であると考えます。そのために、特別な教育ニーズを必要としている子どもたちの課題解決に向けて各職種、各立場の者が一堂に会し、具体的な方策を出し合いながら方向性を見いだしていく必要があると考えられます。

あ と が き

特別支援教育は、平成15年度から本格的なスタートをきっているが、平成19年度までに全ての小・中学校、および盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名して欲しいという国の依頼から、各都道府県教育委員会や政令指定都市の教育委員会は、様々な事業を通して設置率や指名率が100%になるよう努力を重ねている。

また、学校現場においても、特別支援教育を推進するための校内組織の見直しや、特別支援教育コーディネーターに指名された担当教員の研修受講などを通して、校内支援体制の機能的な構築と具体的な活動を継続している。

そのような現状の中で、本研究は平成16年度から開始した研究である。特に本研究では、小・中学校に焦点を当てて、特別支援教育を推進するための管理職のマネジメント、特殊学級担当教員の専門性、喫緊の課題といわれている学力向上に対する取組、生徒指導の領域である不登校や非行問題への対応、学校全体を把握している養護教諭の活用など、それらを担う管理職や特殊教育担当教員、生徒指導担当教員、養護教諭などが学校組織では重要な役割をもつと思われることから、この分野で専門性の高い教諭や指導主事を研究協力者に迎え、様々な知見を頂きながら進めてきた。

それらの詳細は本文に記載しているが、本研究を通して研究代表者は、特別支援教育と学力向上・生徒指導上の課題は連続していること、通常教育の連続線上に特別支援教育があるとの感をより強めている。平成19年度までに全ての小・中学校において校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが指名された今後は、学校全体で取り組むべきこととして、児童生徒の学力低下を未然に防ぐ授業づくりや、LD等の軽度発達障害の特性を理解した二次障害をつくらない適切な対応がますます重要になるであろう。したがって、そのような取組を実践するためにも、教員一人一人の専門性や興味関心を活かした活動が重要で、本研究の詳細が教育現場の一助となることを願っている。

研究代表者 廣瀬由美子

